

第八十七条の四	事業場が
第八十七条の七	当該事業場の属する業種において「認定事業場」という。
第八十七条の八	認定に係る事業場
	認定に係る店社等

第九十二条 土石採取業に属する事業の仕事について法第八十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

二 機械、設備、建設物等の配置を示す図面

三 採取の方法を示す書面又は図面

四 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

（資格を有する者の参画に係る工事又は仕事の範囲）

第九十二条 土石採取業に属する事業の仕事について法第八十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

二 機械、設備、建設物等の配置を示す図面

三 採取の方法を示す書面又は図面

四 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

（資格を有する者の参画に係る工事又は仕事の範囲）

第九十一条 建設業に属する事業の仕事について法第八十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書（様式第二十一号の二）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合同じにおいては、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

第九十二条の二 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める工事は、別表第七の上欄第十号及び第十二号に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事とする。

2 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号から第三号までに掲げる仕事にあつては、建設の仕事に限る。）とする。

（計画の作成に参画する者の資格）

第九十二条の三 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、別表第九の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

第九十条 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一 高さ三十一メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事

二 最大支間五十メートル以上の橋梁の建設等の仕事

三 最大支間五百メートル（つり橋にあつては、千メートル）以上の橋梁の建設の仕事

四 長さが三メートル以上のずい道等の建設の仕事

五 長さが千メートル以上三千メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが五十メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの

六 ゲージ圧力が〇・三メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事

第九十一条 建設業に属する事業の仕事について法第八十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書（様式第二十一号の二）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合同じにおいては、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

二 建設等を示す図面

三 概要を示す図面

四 工法の概要を示す書面又は図面

五 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

六 工程表

2 前項の規定は、法第八十八条第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替へるものとする。

（土石採取業に係る計画の届出）

第九十一条 建設業に属する事業の仕事について法第八十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書（様式第二十一号の二）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合同じにおいては、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

二 建設等を示す図面

三 概要を示す図面

四 工法の概要を示す書面又は図面

五 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

六 工程表

2 前項の規定は、法第八十八条第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替へるものとする。

（土石採取業に係る計画の届出）

第九十二条 土石採取業に属する事業の仕事について法第八十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

二 機械、設備、建設物等の配置を示す図面

三 採取の方法を示す書面又は図面

四 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

（資格を有する者の参画に係る工事又は仕事の範囲）

第九十二条の二 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める工事は、別表第七の上欄第十号及び第十二号に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更する工事とする。

2 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号から第三号までに掲げる仕事にあつては、建設の仕事に限る。）とする。

（計画の作成に参画する者の資格）

第九十二条の三 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、別表第九の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

第九十条 法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一 高さ三十一メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事

二 最大支間五十メートル以上の橋梁の建設等の仕事

三 最大支間五百メートル（つり橋にあつては、千メートル）以上の橋梁の建設の仕事

四 長さが三メートル以上のずい道等の建設の仕事

五 長さが千メートル以上三千メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが五十メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの

六 ゲージ圧力が〇・三メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事